

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	政策評価における有識者の役割 －政策評価の実施等に関する有識者会議の議論を通して－
著者 / 所属	伴野 誠人・菅谷 隆司 / 行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	472 号
刊行日	2025-2-3
頁	212-227
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250203.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

政策評価における有識者の役割

— 政策評価の実施等に関する有識者会議の議論を通して —

伴野 誠人

菅谷 隆司

(行政監視委員会調査室)

1. はじめに
2. 各行政機関の政策評価に関する有識者会議の概況
 - (1) 有識者会議の構成員
 - (2) 政策評価の実施と有識者会議
 - (3) 有識者会議の議題及び開催時期
3. 政策評価に関する基本方針の変更に伴う各行政機関の取組に関する意見
 - (1) 基本方針の変更に至るまでの政策評価制度の見直しに係る政府の取組
 - (2) 基本方針の変更に伴う各行政機関の取組状況
 - (3) 各行政機関の取組に関する意見
 - (4) 小括
4. 政策評価の実施等に関する意見
 - (1) 目標や測定指標の在り方について
 - (2) 評価結果の分析内容について
 - (3) 政策評価制度の在り方について
 - (4) 有識者会議の在り方について
 - (5) 小括
5. 結語

1. はじめに¹

政策評価法²に基づき実施される各行政機関³の政策評価は、各行政機関がその所掌する

¹ 本稿は原則令和7年1月22日現在の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

² 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

³ なお、内閣官房が担う事務は内閣の重要政策に関する基本的な方針の企画立案等であり、内閣が定める方針

政策⁴について自ら評価を行うこととされている。また、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、政策の特性に応じて学識経験を有する者（以下「有識者」という。）の知見の活用を図らなければならないとされ（同法第3条第2項第2号）、ほとんどの行政機関は有識者から成る政策評価に関する会議（以下「有識者会議」という。）を設置している。

政策評価の実施における有識者の更なる活用については国会でも議論が見られ、政策評価制度を所管する総務大臣から、有識者会議のような外部有識者の参画は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に重要な役割を果たすとともに政策形成過程における政策の質的向上を図る上でも重要との答弁がなされている⁵。また、各政策の執行機関自らが実施する評価（内部評価）では、行政の専門性は確保されるものの独善に陥りやすく、いわゆるお手盛り評価につながりやすいなどの課題があることから、その解決手段として必要性が議論されてきたのが第三者の活用等であり、その狙いは専門性と客観性の確保にあるとする見解もある⁶。当室では、こうした有識者活用の意義を踏まえ、令和2～4年の各行政機関の有識者会議を通じて、コロナ禍における政策評価制度をめぐる問題意識や政策評価の結果、政策評価制度の見直しに向けた動き等に関する注目すべき議論を確認してきた⁷。

一方、政策評価制度が導入されてから20年以上経過しており、令和5年3月には各行政機関が政策評価の計画を策定する際の指針となる「政策評価に関する基本方針⁸」（以下「基本方針」という。）の一部変更が行われた。これにより、政策評価の画一的・統一的な制度運用を転換し、各行政機関の政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直すこと等が示されており、当該変更は政策評価制度の転換点となり得るとの指摘も見られる⁹。こうした政策評価制度の見直しに伴う各行政機関の取組に関しても、有識者会議の中で議論がなされている。

本稿では、令和5～6年に開催された有識者会議の概況を整理するとともに、会議の主な議論について、基本方針変更に伴う各行政機関の取組に関する議論と政策評価の実施に関する議論に分けて整理し、有識者会議の果たしている役割について検証を行った¹⁰。

の下で各行政機関が担う事務とは性格や位置付けが異なることから、内閣官房は政策評価法の対象とされていない（第208回国会参議院本会議録第30号5頁（令4.6.10））。

⁴ 政策評価法第2条第2項において、政策とは、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針等とされている。

⁵ 第213回国会参議院本会議録第29号6頁（令6.6.21）

⁶ 岩淵公二『外部評価の機能とその展開』（第一法規、平成19年）13～14頁。なお、有識者会議の在り方に関して、総務庁行政監察局長（現総務省行政評価局長）の研究会として位置付けられ、政策評価法の法案作成等に影響を与えたとされる「政策評価の手法等に関する研究会」の議論では、評価の信頼性を高めるためには専門家の間で相互チェックが行われることが必要であるとの意見や、お手盛りの評価にならないような第三者評価の仕組みが重要であるとの意見が見られた（政策評価の手法等に関する研究会（第1回）（平11.8.27）金本研究協力者及び久保研究協力者発言）。

⁷ 根岸隆史・木村克也・嵯峨惇也「政策評価におけるコロナ禍の影響」『立法と調査』No.444（令4.4.14）及び木村克也・伴野誠人「各行政機関の政策評価に関する会議における議論の概況」『立法と調査』No.452（令4.12.16）参照

⁸ 平成17年12月16日閣議決定

⁹ 例えば南島和久「政策評価制度の転換点一何が変わろうとしているのか」『日本評価研究』第23巻第2号（日本評価学会、令5.9）がある。

¹⁰ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平22.5.28政策評価各府省連絡会議了承）において、有識者会議を開催している場合は議事要旨、議事録、会議資料を公表するとともに、会議は原則公開するものとされており、多くの行政機関における会議内容等を把握することが可能である。

有識者会議の議論からは、基本方針変更に関連した取組や政策評価の実施に関する様々な議論を通じて、同会議が政策評価の客観的かつ厳格な実施に寄与する様子が確認された。

2. 各行政機関の政策評価に関する有識者会議の概況

(1) 有識者会議の構成員

政策評価法における有識者の定義については必ずしも明らかではないが、基本方針の内容を踏まえると、有識者には、高い識見、高度の専門的知識・能力や国民生活・社会経済への政策の関わりに関する実践的知識を有することが求められていると解される¹¹。

実際に、政策評価に関わる有識者については、以下の3類型が存在するとされる¹²。

- ①各行政機関のミッションから実施される政策分野、例えば防衛・外交等の専門家
- ②「行政一般の実務」に詳しい専門家で、医療行政・福祉行政・環境行政等に共通する行政管理・経営を熟知する実務経験者や研究者、企業経営者
- ③評価の専門家

さらに、各行政機関において基本方針に基づき3年以上5年以下の期間ごとに定めなければならないとされている政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）¹³の中で有識者について記述している例があり、その内容は図表1のとおりである。

図表1 基本計画における有識者に関する記載内容

行政機関名	記載内容
警察庁	政策評価や警察行政に造詣の深い学識経験者等
消費者庁	政策評価制度又は評価対象政策について専門的知識を有する学識経験者等
こども家庭庁 経済産業省	省外の高い識見や知識を有する学識経験者
デジタル庁 法務省	政策評価制度やE B P Mを始めとする新たな政策立案の考え方、評価対象となる政策について専門的知識を有する学識経験者や実践的知識を有する者等
総務省	政策評価制度、評価対象政策等について専門的知識を有する学識経験者や実践的知識を有する者等

（出所）各行政機関のホームページを基に筆者作成

これらを踏まえると、有識者会議の構成員は、実態として概ね上記の3類型のいずれかに当てはまっていると考えられる¹⁴。

(2) 政策評価の実施と有識者会議

各行政機関における政策評価の実施について、極めて単純化した場合、図表2のプロセスをたどるとされている¹⁵。

¹¹ 基本方針7頁参照

¹² 山谷清志「03 政策評価」新川達郎編『政策学入門』（法律文化社、平成25年）51～52頁。なお、同書では評価の専門家の条件として、評価に関する研究で学位（博士）を取得していること等を挙げている。

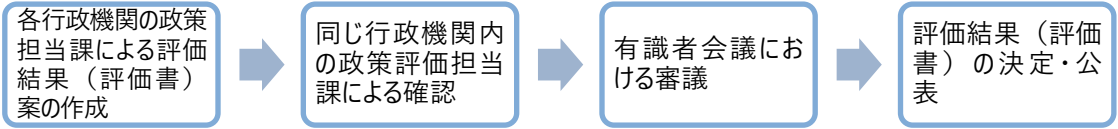
¹³ 政策評価法第6条参照

¹⁴ なお、各行政機関における有識者会議の構成員名簿によれば、大学教授や法人の代表等が多く見られる。

¹⁵ 山谷清志「03 政策評価」新川達郎編『政策学入門』（法律文化社、平成25年）57頁及び西出順郎『政策はな

政策評価の結果や手続は、理念的には客観的なものでなければならない、行政機関の独善やお手盛りとして処理されてよいものではなく、客観性の基本論点はひとえに独善性の排除にあるとされ、その仕組みの一つとして各行政機関において開催される有識者会議が挙げられている¹⁶。

図表 2 政策評価の実施例



（出所） 山谷清志「03 政策評価」新川達郎編『政策学入門』（法律文化社、平成25年）等を基に筆者作成

（3）有識者会議の議題及び開催時期

令和5～6年の有識者会議の主な議題と開催時期を整理すると図表3のとおりである。

図表 3 令和5～6年における有識者会議の開催状況

行政機関名	令和4年度												令和5年度												令和6年度												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
内閣府			■			★	●	●										★	★	●	●									★	★	●	●				
公正取引委員会						★												★																			
警察庁							★												★																		
個人情報保護委員会							★												★																		
カジノ/管理委員会						★													★																		
金融庁						●	★			■								●	★																		
消費者庁							★	★											★	★																	
デジタル庁		●	●	★			★	★										●	★	★	★																
総務省						★		★	★									★		★																	
公害等調整委員会							★														★																
法務省			■			★	★								★				★	★																	
外務省		■					★								■				★																		
財務省			■			★										■			★																		
（うち国税庁実施分）						■				★								■																	★		
文部科学省		■			●					●					■												■									★	
厚生労働省			★													★																					
		●						★								●																	★				
		●						★								●																	★				
福祉・年金WG		●						★								●																	★				
農林水産省								★																										★			
国土交通省						■	★					★			■			■													■					★	
環境省							★	★								■				★	★										★	★					
原子力規制委員会							★												★												★						
防衛省			■					★		★					■				★	★											★	★					

注1 宮内庁及び復興庁では、有識者会議を設置していない。

注2 経済産業省は令和2年4月以降有識者会議を開催していない。なお、同省の基本計画では、有識者からの個別の意見聴取等によりその知見を活用している。

注3 令和5年8月以降は労働WG

注4 政策評価と行政事業レビューの連携が進められており、行政事業レビューシートを評価書として活用する行政機関もある。

主な議題を以下の記号で表示
★評価結果（評価書）、行政事業レビュー（注4）
■基本計画等
●その他（事前分析表等）

（出所） 各行政機関のホームページを基に筆者作成

ぜ検証できないのか：政策評価制度の研究』（勁草書房、令和2年）94～96頁

¹⁶ 南島和久『政策評価の行政学：制度運用の理論と分析（ガバナンスと評価；5）』（晃洋書房、令和2年）137頁。南島は、独善性の排除の仕組みは、制度面から言えば、各行政機関において開催される有識者会議のほか、総務省に設置された客観性担保評価の仕組み、総務省に設置された政策評価審議会によって重層的に担保されるように設計されているとしている。

議題は主に次期基本計画や評価結果（評価書¹⁷）・行政事業レビューシート¹⁸、事前分析表¹⁹の案等となっている。ほとんどの行政機関において、6月から8月において前年度までに実施された政策の評価結果について審議されており²⁰（図表3実線赤枠参照）、2月から3月の年度末において次期基本計画や次年度以降に評価を実施する施策²¹の事前分析表の審議が行われていることが多い（図表3破線赤枠参照）²²。

3. 政策評価に関する基本方針の変更に伴う各行政機関の取組に関する意見

（1）基本方針の変更に至るまでの政策評価制度の見直しに係る政府の取組

昨今の政策評価制度の見直しに関する議論を振り返ると、令和3年3月、総務省の政策評価審議会は、政策評価制度の導入後20年を機に、制度の在り方について提言を取りまとめた²³。同提言では、ポストコロナ新時代の「行政の評価」に転換し、政府の政策改善機能の強化を目指し、「行政の評価」のあるべき姿として、役に立つ評価、しなやかな評価及び納得できる評価を提示するとともに、「行政の評価」を改善するためのアイデアとして、①各行政機関における政策過程の実態を踏まえ、作業の重複を排しつつ、政策改善等に役立つ評価プロセスを実現すること、②政策の特性や改善の目的等に応じて、前例にとらわれずに最適な評価方法を柔軟に選択すること、③EBPM（証拠に基づく政策立案）の更なる推進等が示された。

同提言に基づき、政策評価審議会は、行政改革推進会議の下に設置されたアジャイルワーキング・グループ²⁴とも連携して、政策評価の具体的な改善方策について検討を進め、令和4年5月に「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」を取りまとめた。同提言では、①政策の企画立案の中で実施されている現状把握や課題・指標の設定、指標の動向等のモニタリング等のために用いられている資料を「評価書」と捉え、別途の「評価書」作成作業を不要とすることや、②各行政機関において政策形成・評価のプ

¹⁷ 政策評価法第10条に基づき、行政機関が政策評価を実施した際に作成を義務付けられているもの。評価の対象とした政策や政策評価の実施時期、政策効果の把握の手法及びその結果等を記載することとされている。

¹⁸ 行政事業レビューは、各行政機関自らが、原則全ての事業について、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、その結果を予算の概算要求等に反映させ、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政の実現を目指すものであり、各行政機関は行政事業レビューシートを作成することとされている。

¹⁹ 評価対象となる施策ごとに作成され、目標の達成度合いを測るための測定指標や目標の達成手段などが記載されている。

²⁰ 政策評価法第3条において、政策評価の結果は当該政策に適切に反映させなければならないとされており、具体的な反映先として、法令改正、制度改正、予算要求、税制改正、機構定員要求、目的・目標の見直しなどが想定されているとされる（南島和久『政策評価の行政学：制度運用の理論と分析（ガバナンスと評価；5）』（晃洋書房、令和2年）104～105頁）。

²¹ 「政策評価の実施に関するガイドライン」（平17.12.16政策評価各府省連絡会議了承、令5.3.31一部改正）によれば、施策とは、政策を実現するための具体的な方策や対策と捉えられるものとされる。

²² なお、令和4年における有識者会議の開催状況については、木村克也・伴野誠人「各行政機関の政策評価に関する会議における議論の概況」『立法と調査』No.452（令4.12.16）を参照

²³ 総務省政策評価審議会「政策評価審議会提言」（令3.3.17）

²⁴ スピーディに政策サイクルを回し、モニタリング・効果検証をしながら、柔軟に政策の見直し・改善を行っていくアジャイル型政策形成・評価の在り方とその方策について検討を行うため、令和4年1月21日に設置。同年5月に「アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言～行政の「無謬性神話」からの脱却に向けて～」を取りまとめた。

ロセスにおいて望ましい取組が行われ、E B P Mの実践が進むよう、政策評価制度を所管する総務省が各行政機関を支援すること等が示された。

また、令和4年6月、政策評価審議会は総務大臣からの諮問を受けて更なる検討を進め、同年12月に「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策に関する政策評価審議会答申」を示した。同答申では、政策評価の見直しの方向性として、①有効性の観点を重視し、政策の効果検証にこれまで以上に積極的に取り組むことや、②効果検証には政策の特性に応じて多様な方法が存在することから、今後は画一的・統一的な評価方法ではなく、政策の個別性・多様性を重視した制度運用に転換することが示された²⁵。

同答申を受け、政府は、令和5年3月、基本方針を一部変更した。これにより、各行政機関自らが実施する政策評価について、有効性の観点からの評価を一層重視した政策効果の把握・分析機能を強化することや、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直すこと、政策評価や行政事業レビュー等の評価関連情報を集約することで、当該情報を政策の見直しや改善を含む意思決定過程における活用を推進すること等とされた。

令和3年3月の政策評価審議会提言から開始した政策評価制度の見直しに係る一連の取組は、基本方針の変更内容に結実している。しかし、同基本方針における記述は、その考え方が抽象的にとどまるものであるため、実際にどこまで各行政機関の政策評価に影響を与え得るのかという点については、明確には言えないとの指摘がある²⁶。

そこで以下の項目では、政府の基本方針の変更に伴う各行政機関の取組状況について、令和5～6年における有識者会議での議論の内容や会議資料等から整理するとともに、当該取組に対する有識者の意見等も併せて紹介する。

（２）基本方針の変更に伴う各行政機関の取組状況

令和5～6年における有識者会議での議論の内容や会議資料等から、政府の基本方針の変更に伴う各行政機関の取組状況を整理すると図表4のとおりである。

整理結果を概括すると、各行政機関は、基本方針の変更を踏まえ、主に、①評価書様式の見直し、②既存資料の活用による評価書等の作成に係る作業の効率化、③有識者会議と行政事業レビューに関する会議の統合、④政策評価有識者会議開催時期等の早期化といった取組を実施していた。政策の個別性・多様性を重視した制度運用への転換に向けた政策評価制度の見直しに伴い、各行政機関がそれぞれの実情に応じた取組を模索している姿が明らかとなった²⁷。

²⁵ 各行政機関における政策評価の方式は例えば、各行政機関の主要な施策（政府全体で約500）を対象として実施されていた目標管理型の政策評価は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平25.12.20政策評価各府省連絡会議了承）により、各行政機関共通の5区分（目標超過達成、目標達成、相当程度進展あり、進展が大きい、目標に向かっていない）による目標の達成度合いを明示することや、共通の評価書様式を基本とすること等が示され、運用されていた。

²⁶ 南島和久「政策評価制度の転換点—何が変わろうとしているのか—」『日本評価研究』第23巻第2号（日本評価学会、令5.9）6頁

²⁷ なお、令和6年3月、総務省行政評価局は、基本方針の変更を踏まえ、各行政機関における政策効果の把握・分析の取組を後押しするため、各行政機関の取組例も参考に、効果の把握・分析の手法等について整理した「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」を策定している。

図表 4 有識者会議の議題等から整理した各行政機関の取組

①評価書様式の見直し	
警察庁	具体的な取組状況や主な成果のページに外部要素等を記載する項目を追記
外務省	政策評価書をより使いやすく分かりやすい内容にすべく、パワーポイント形式で作成。また、目標の達成度合いの表し方について、施策レベル及び測定指標レベルでの5段階での評語を廃止
国土交通省	評価書形式を論文形式からパワーポイント形式に変更
環境省	事業分析表と事後評価書を一つにまとめ、さらに、行政事業レビューシートと重複している項目を削除
②作業の効率化	
内閣府	事業が予定どおり進捗している場合には事前分析表の更新作業を行わないこととし、目標値の変更等が生じる場合に有識者会議にて審議 事前分析表作成時に行政事業レビューの結果等を活用し、測定指標及び参考指標の実績値を把握
公正取引委員会	行政事業レビューシートを評価書として活用
総務省	普段の業務で活用している所管事項説明資料をベースに評価書を作成
法務省	政策の実施状況を網羅的に把握するため、毎年実施する実績評価では行政事業レビューシートを活用。また、課題を特定して改善策を検討するため、3～5年の頻度で実施する総合評価はロジックモデル等を活用し、様々な角度から成果や課題を分析
外務省	評価対象の時期ではない施策についても行っていた進捗測定のための事前分析表の作成を取りやめ
文部科学省	政策立案プロセスで作成された資料（基本計画フォローアップ資料等）を事前分析表・評価書として活用
厚生労働省	国際関係の施策など一部の施策では行政事業レビューなど他の評価関連作業において作成した資料を評価書として活用
③有識者会議と行政事業レビューに関する会議の統合	
公正取引委員会 デジタル庁	政策評価有識者会議と行政事業レビュー外部有識者会合を合同で開催 (注) デジタル庁は、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策に関する政策評価審議会答申（令和4年12月）」等を受け、基本方針の変更よりも前の令和5年2月に統合することとしていた。
④評価結果（評価書）案について審議する有識者会議の開催時期等の早期化	
デジタル庁	デジタル庁における重点計画の策定や改定、予算の大枠の調整状況が佳境になる前に有識者会議を開催
法務省	予算編成に配慮し、開始時期を7月始まりから6月に変更
国土交通省	有識者との意見交換時期を早期化し、7月中旬～8月上旬に実施
⑤その他	
デジタル庁	（有識者会議における議論のフレームワークの導入） 政策目的、目標設定、アプローチ（政策手段）、期日・期間、予算・体制、ステークホルダー及び管理プロセスの項目で構成されたフレームワークを導入。これらの項目に対して、課題、その発生原因と対策を審議することを想定

注 有識者会議議事録や会議資料等を公表していない行政機関があること等から、本表に整理されていない取組が実施されている可能性がある。

（出所）各行政機関のホームページを基に筆者作成

（3）各行政機関の取組に関する意見

図表4で整理した各取組に関して、有識者から下記に示す意見等が述べられていた。

ア 評価書の様式変更について

総務省では、従来の評価様式を取りやめ、日常的な業務で作成・活用している所管事項説明資料を基に評価書を作成することとした（図表5参照）。

図表5 総務省行政評価局の評価書の変化

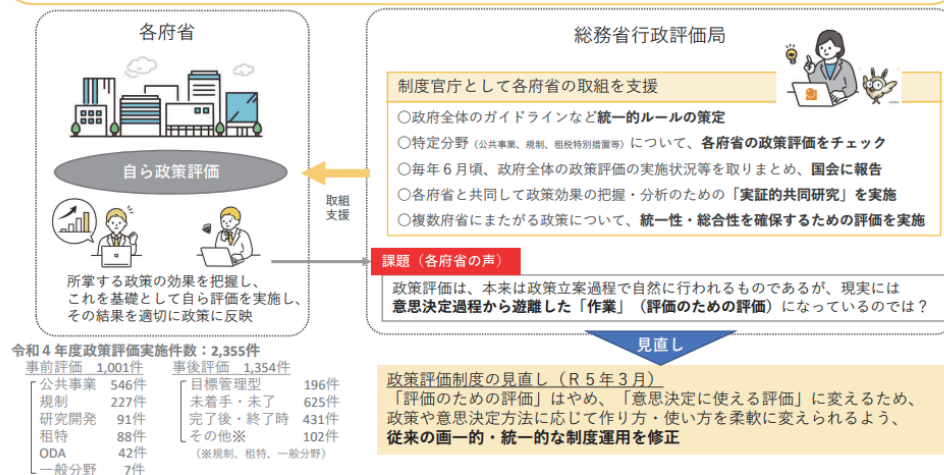
【見直し前】

(各行政機関共通区分)		相当程度進展あり
(384)	目標達成度合いの測定結果	・測定指標①については、実績値が目標値を上回った。また、測定指標②については、各年度の公表までの期間の平均がおおむね1年とはならなかったものの、行政評価局調査の効果的な実施のため、コンパウト調査、機動的な調査及び業務改革を実施した。以上から、目標達成に向け着実な進展が見られた。 ・測定指標③については、総務省において改善方針等を踏まえた点検活動等を実施しており、その結果、各行政機関において一部改善が見られた。また、制度部会等において、現状の分析や課題の把握等に努め、改善の方向性について議論を行い、令和元年度には一定の方向性を示した。このように、総務省においては、課題の把握及びこれを踏まえた対応を行ってきたところであるが、依然として各ガイドラインに沿った評価が行われていない等の課題が見られ、施策目的である「政策評価の推進」により、効果的かつ効率的な行政の推進」を達成しているとは言えないことから、引き続き取り組む必要がある。 ・測定指標④については、平成29年度は156,178件、30年度は169,100件と大幅に増加したが、令和元年度は163,689件にとどまった。いずれの年度も目標は達成していないものの、おおむね目標値に近い実績を示している。 ・測定指標⑤については、平成29年度が97.2%、30年度が95.2%と当初2年間は目標を達成しており、令和元年度は94.7%と目標は達成できなかったものの、おおむね目標値に近い実績を示している。
	政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)	【行政評価局調査】 ＜施策目標＞各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方針を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること 当該施策目標については、各年度の公表までの期間の平均がおおむね1年とはならなかったものの、その他改善推進率に係る指標等については目標を達成しており、目標達成に向けた着実な進展が見られた。 ・測定指標①については、全年度の年度において目標を達成することができた。 ・測定指標②のうち、「②コンパウト調査の実施期間」、「③機動的な調査(臨時調査)の実施件数及び実施期間」については、コンパウト調査及び機動的な調査を必要に応じて実施した。また、「④その他業務改革の実施状況」については、従来の形式(勧告、通知等)にこだわらない結果処理や調査結果とりまとめの柔軟化・弾力化などの調査手法の見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえ、「緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査」を行い、行政評価局レポートとして取りまとめた。一方で、「①従来の全国計画調査の実施期間」については、各年度の公表までの期間の平均がおおむね1年とはならなかった。これは、勧告内容等の質を高めるため、関係データ・事例の整理・確認等を精査したことによるものである。今後はより適宜な調査の遂行管理に努めていく。 【政策評価の推進】 ＜施策目標＞政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること ・目標管理型政策評価については、平成30年度から実証的共同研究を実施し、2年間で7テーマを扱った。当該研究により、個別の政策の改善を図ることが可能となるとともに、政策効果等の把握、ロジックモデルの活用等、政策改善・評価を行う上での気づきを得るなど、政策評価の質の向上に資する成果をあげることができた。 地方、実証的共同研究の効果も最大限に高めるためには、より多くの知見の蓄積、本研究に關与した行政機関以外の者に対しても研究成果を還元していく取組の必要性など課題も明らかになっており、これらを改善し、より有効性を高める研究を実施していく必要がある。 ・規制評価については、評価期間を通じて、平成29年度に示された改善方針を踏まえた点検活動を行うとともに、優良事例の模範化、他府省の事例紹介等を行い、政策評価の質の向上を促す取組を行ってきた。しかし、遵守費用の定量化が不十分な例が多く見られる(遵守費用の定量化率は割以下)など、改善が見られない。このため、課題を的確に把握し、その改善方針を検討するため、令和元年度から検討を開始した。 ・公共事業評価については、評価期間を通じて、平成29年度に示された改善方針を踏まえた点検活動を行うとともに、地方公共団体の取組を把握し、議論の参考にするなど、政策評価の質の向上を促してきた。各府省の政策評価の取組は、公共事業所管官と補助事業主体である地方公共団体等との間で、評価に関する情報共有や連携が十分でないものなど、依然として改善を要する評価書が見られるが、点検活動における総務省の指摘を踏まえ、各府省においてマニュアルの改善が図られる等、着実に政策評価の質の向上に向けた取組が行われている。 【行政相談】 ＜施策目標＞行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること 当該施策目標については、令和元年度(4及び5)が、目標を達成していないものの目標に近い実績を示していることから、相当程度進展があったと考えられる。 ・測定指標④については、平成29年度は156,178件、30年度は169,100件と大幅に増加したが、令和元年度は163,689件にとどまった。いずれの年度も目標は達成していないものの、おおむね目標値に近い実績を示している。 ・測定指標⑤については、平成29年度が97.2%、30年度が95.2%と当初2年間は目標を達成した。令和元年度は94.7%と目標は達成できなかったものの、おおむね目標値に近い実績を示している。 測定指標④について、目標を達成できなかった要因としては、①災害時も含め、緊急を要する地域における各種相談窓口の多様化・分散化が進んだことによる相談先の分散化、②情報化社会の進展による問合案件のネットなどを活用した解決など、総務省の「行政相談」をめぐる外部環境が構造的に変化していることが考えられる。また、測定指標⑤について、令和元年度に目標を達成できなかった要因としては、あつせんの対象となった案件中、各府省において対応に時間を要する案件の件数が他の年度に比べて、相対的に多かったことが考えられる。

【見直し後】

政策2：行政評価等による行政制度・運営の改善 ① 政策評価の推進（制度概要）

- 政策評価は、政策評価法(H14施行)に基づき、**各府省が自ら**政策を評価し、見直しや改善に反映させる取組
- 行政評価局は、評価手法の改善や知見を随時整理・共有し、データ活用・人材育成支援等を含め、各府省の取組の継続的な改善を促進
- これまで、「政策評価」の定着を優先するために、画一的・統一的な制度運用に重きを置いてきたが、今後は本来の制度趣旨に立ち返り、**形式ではなく実質を重視し、各府省の意思決定に有益な情報を生み出すための前向きな挑戦を後押ししていく**



（出所）「主要な政策に係る評価書（令和元年度実施政策、総務省）」6頁及び「令和5年度主要な政策に係る評価書（総務省）」の政策2のうち2頁を基に筆者作成

同省行政評価局の評価書では、「政策の全体像」と「今後注力・工夫等したい分野」を

分け二部構成とすること、挑戦目標を設定することなどの工夫をしたとしている²⁸。

同省の有識者会議では、上記見直し後の評価書の内容について、評価であるならば事実に基づいてどう価値判断したのかということに記載することが重要ではないかとの意見や、以前の評価書の様式であれば一つ一つの指標についてどのような評価がされていて今後どういう課題が見込まれるか見て取れた一方で、今回の評価書では少し分かりにくくなったという印象を受けるため、分かりやすくなると良いなどの意見が見られた²⁹。また、評価書内容の発信について、試行段階のため、様々な取組を行ってほしいが、説明責任を果たすことは非常に重要であることから音声を用いて説明をすることも取り入れてよいのではないかなどの意見が見られた³⁰。

また、外務省では、施策ごとの達成目標度合い及び施策ごとに設定した測定指標における評価期間中の年度目標の達成状況を5区分³¹で表示していたが、これらの評語を廃止することとした。

同省の有識者会議では、地域別や分野別外交の政策評価に5段階の評語があったことから、地域、分野別にSが多い、Bが多いなどと達成度が概観できたが、評語が無くなることで、全体傾向の把握や比較が少し困難になるかと思われるものの、方向性としてはシンプルにして焦点を絞るのは良いとの意見が述べられた³²。

このほか、警察庁の有識者会議では、評価書に当初想定されなかったような要素（外部要素等）を記載する項目を追加したことは政策改善のための重要な要素となるのではないかとの意見が示されており³³、国土交通省の有識者会議では、評価書の様式をパワーポイント形式に移行するに当たっては政策評価を担当する部局がフォーマットをきちんと設計して省内の各部局に指示をすることが必要であるとの意見が見られた³⁴。

イ 作業の効率化について

内閣府では、評価開始初年度にロジックモデル³⁵と事前分析表を作成し、翌年度に評価

²⁸ 評価書の変更内容については令和6年12月時点で公表されていた「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」（令6.3.15総務省行政評価局発出）17頁を参照した。また、見直し後の評価様式による評価書は総務省行政評価局のホームページに掲載されている（https://www.soumu.go.jp/main_content/000929077.pdf）。

²⁹ 令和5年度「総務省の政策評価に関する有識者会議」と「総務省行政事業レビュー外部有識者会合」の合同会合（第1回）（令5.8.21）

³⁰ なお、総務省行政評価局は、評価書の解説動画を公開している（<https://www.youtube.com/watch?v=mWJv11tJZ0o&feature=youtu.be>）。

³¹ 脚注25で示した目標管理型の政策評価と同様の5区分。なお、測定指標の達成状況については、s（目標超過達成）など、5つのアルファベット（s、a、b、c、d）を使用して各区分を示していた。

³² 外務省政策評価アドバイザリー・グループ第39回会合（令6.2.2）有識者発言

³³ 第41回警察庁政策評価研究会（令6.7.9）野口委員発言。外部要素等に関する記載項目がある警察庁の評価書については、同庁ホームページ（実績評価方式による評価）に掲載されている実績評価書（例えば、令和5年度分であればhttps://www.npa.go.jp/policies/evaluation/04jigo-hyouka/jisseki_hyouka/r6_jissekihyoka.pdf）などを参照されたい。

³⁴ 第55回国土交通省政策評価会（令5.6.5）上山座長発言。パワーポイント形式となった国土交通省の評価書については、同省ホームページ（政策レビュー）に掲載されている令和5年度の評価書（例えば、<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/content/001735183.pdf>）などを参照されたい。

³⁵ 政策課題や現状に対し、政策手段から政策目的達成までの「経路」（ロジック）を端的に図示化したもの

を実施した後は事前分析表を更新することで測定指標及び参考指標の実績値等をモニタリングしている。このモニタリングについて、これまでは単純に数値を更新する場合も目標値等を更新する場合も特に差をつけずに各部局において事前分析表を更新する作業をしていたが、作業効率化のため、令和6年度からは、各部局において予定どおり進捗していることが確認できた場合には事前分析表の更新作業自体は行わず、目標値の変更等が生じる場合に限り、事前分析表を修正して有識者会議に諮ることとした。

有識者会議では、目標値の適否やロジックを踏まえての測定指標の変更の必要性を有識者会議の場で検討する必要があるのではないか、政府の基本方針変更の重点である政策評価の充実強化という趣旨とは異なる方向に向かった取組なのではないかといった意見が見られた³⁶。

ウ 有識者会議開催時期等の早期化について

デジタル庁では、重点計画の策定や改定、予算の大枠の調整状況が佳境になる前に有識者会議を開催することとした。同庁の有識者会議では、有識者会議開催時期を早期化することで予算への反映をしやすくした点を高く評価する意見が述べられた³⁷。

このほか、法務省の有識者会議では、同会議の開催時期を予算作成に配慮して7月から6月に変更したことは適切な取組と評する意見が見られた³⁸。

(4) 小括

基本方針の変更に伴う取組は、多くの行政機関の有識者会議において取り上げられている。分かりやすさを求めた評価書の様式変更や業務の効率化等の取組に対しては、その工夫に一定の評価がなされつつも、評価書の情報量の低下や、政策評価の充実強化という基本方針の趣旨に反するのではないかといった指摘もなされた。評価結果の予算等への反映を目的とした有識者会議の開催時期変更に対しては肯定的な意見が見られた。このように、基本方針の変更に際し、各行政機関がより良い政策評価の取組を模索する中において、有識者からは多様な意見が述べられており、有識者会議により政策評価の取組の進展や議論の深化に一定の示唆が与えられている。

4. 政策評価の実施等に関する意見

有識者会議では、評価結果の取りまとめや事前分析表の作成等に際し、目標や測定指標の在り方や評価結果の分析内容、政策評価制度の在り方等について多様な議論がなされている。以下では、令和5～6年の有識者会議において議論が見られた主な事例を紹介する。

(1) 目標や測定指標の在り方について

ア 経済財政に関する施策の推進（内閣府）

³⁶ 第50回内閣府本府政策評価有識者懇談会（令6.3.11）小野委員発言

³⁷ 第4回デジタル庁政策評価・行政事業レビュー有識者会議（令5.8.8）

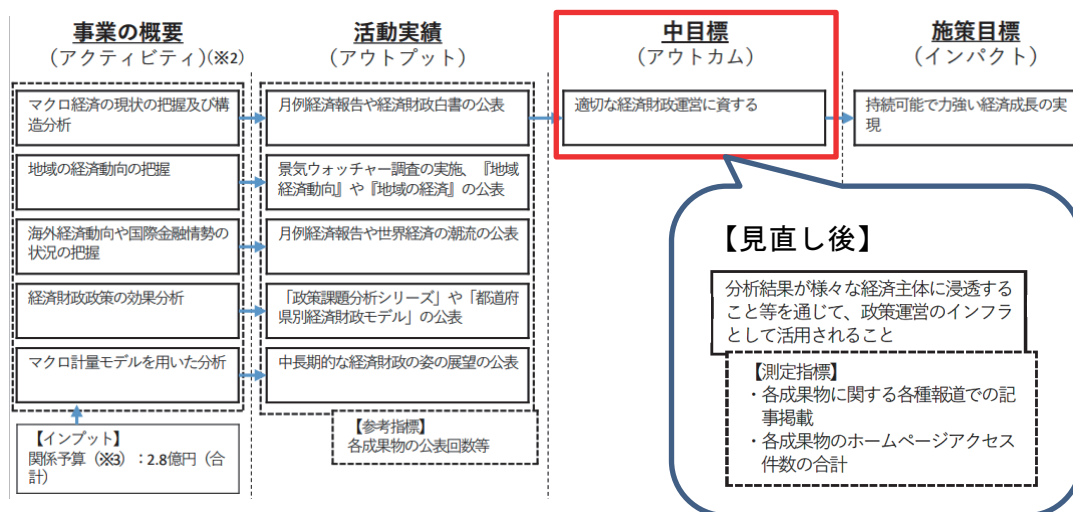
³⁸ 法務省政策評価有識者会議（第70回）（令5.6.14）井上委員発言

本施策は、マクロ経済の現状の把握や構造分析、PFI事業の推進、市民活動の促進等の事業を通じて、持続可能で力強い経済成長の実現や民間の創意工夫による社会課題の解決を目標としているものである。

本施策のロジックモデル案では、マクロ経済の現状の把握や構造分析等に関する事業の中目標（アウトカム）として「適切な経済財政運営に資する」と設定されていた（図表6参照）。

有識者会議では、当該目標について、曖昧な表現になっていることから、具体的で分かりやすいものにできないかとの意見³⁹が見られた。これに対し内閣府は、中目標（アウトカム）の内容を変更するとともに、測定指標を追加した⁴⁰。

図表6 中目標（アウトカム）「適切な経済財政運営に資する」



（出所）第48回内閣府本府政策評価有識者懇談会（令5.7.21）資料1「令和5年度を事後評価の対象期間の初年度とする施策に係るロジックモデル（案）」1頁等より筆者作成

イ 漁業取締、密漁監視体制の強化等（農林水産省）

本施策は、特定水産動植物（あわび、なまこ等）に係る密漁取締の推進等を目指すものであり、施策の目標達成状況を測定する指標の一つとして「特定水産動植物制度違反の検挙件数」が設定され、年度ごとの目標値は10件とされていた。また、令和4年度の評価書案において、検挙数が272件であったことから、達成度合いは2,720%とされた（図表7参照）。

有識者会議では、達成度合いが100%を超えていると著しく達成しているように見えるが、本来検挙は無い方が良いのだから、目標値である10件を下回らなければならないのではないかと意見⁴¹が見られた。これに対し農林水産省は、検挙数を減らしていける

³⁹ 第48回内閣府本府政策評価有識者懇談会（令5.7.21）佐藤（徹）委員発言

⁴⁰ 見直し後の内容は、内閣府ホームページ（令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表について（令和5年11月）〈<https://www8.cao.go.jp/hyouka/r5bunseki/r5bunseki-top.html>〉）に掲載されているロジックモデルのうち、政策「経済財政政策」の施策「経済財政に関する施策の推進」に係るものを参照

⁴¹ 令和5年度農林水産省政策評価第三者委員会（令5.8.2）南島委員発言

よう努力していくとした⁴²。

図表 7 測定指標「特定水産動植物制度違反の検挙件数」

測定指標		基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成
	年度	2年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	8年度		
	ア 特定水産動植物(あわび、なまこ、うなぎの稚魚)制度違反の検挙件数	実績値		272件 (令和3年度)	－	－	－	－		A'
		達成度合い		(A':2,720%)	(－:－)	(－:－)	(－:－)	(－:－)		
		年度ごとの目標値		0件	10件 (令和3年度)	10件	10件	10件	10件	

(出所) 令和5年度農林水産省政策評価第三者委員会(令5.8.2)資料2-3「令和4年度実施施策に係る政策評価書(水産行政分野)」4頁より抜粋(赤枠は筆者加筆)

ウ 高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供等(厚生労働省)

本施策は、介護予防・生活支援サービス事業等を通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保されるシステムを構築すること等を目指すものである。また、本施策では、生活支援コーディネーターの配置人数等12個の測定指標が設定されており、そのうち7個の測定指標において、目標値が前年度以上とされていた(図表8参照)。

図表 8 測定指標の目標値「前年度以上」

指標5 生活支援コーディネーターの 配置人数 (アウトプット)	指標の選定理由	・生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していたため、多様な主体と連携しながら、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを行う者であり、その配置は生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を推進していくために有効な手段である。 ・そのため、生活支援コーディネーターの配置人数を指標として設定し、毎年度その数を上伸することを目標とした。 (出典):介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査 ※第1層・第2層の合計延べ人数							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・配置人数については、各自治体が地域の実情に応じ配置するため、具体的な最終目標の設定が困難である。 ・また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 (参考)令和元年度実績:8,622人							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度		
	9,339人	—	—	前年度 (9,339人) 以上	前年度 (8,893人) 以上	前年度 (9,203人) 以上	前年度以上		(○)
	—	9,339人	8,893人	9,203人	集計中(R6年度内予定)				

(出所) 厚生労働省政策評価に関する有識者会議 第16回福祉・年金WG(令6.7.22)資料3-1「実績評価書案(施策目標X-1-2)」より抜粋(赤枠は筆者加筆)

⁴² 令和5年度農林水産省政策評価第三者委員会(令5.8.2)水産庁管理調整課木村課長補佐発言

有識者会議では、目標値を「前年度以上」とすると前年度と同様でも良いとなるがそれで良いのかと疑問を呈した上で、目標値の設定は重要な政策を考えていくに当たってのせっかくのツールだが、それをみすみす逃しているということになるのではないかと、そうすると政策評価の意義が減殺されてしまうのではないかと意見⁴³等が見られた。これに対し厚生労働省は、指摘を踏まえ今後しっかりと検討していきたいとした⁴⁴。

(2) 評価結果の分析内容について

ア 技能継承・振興の推進（厚生労働省）

本施策は、ものづくりに関して優れた技能・経験を有するものづくりマイスターによる若年技能者への実技指導の実施等を通じて、「現場力」の強化や技能の継承・振興を推進することを目指すものである。令和4年度では、ものづくりマイスター派遣指導活動数（指標4）やものづくりマイスター開拓数（指標5）等の測定指標について目標を達成しており、その要因として、効率よく件数が増加できるよう事業内容の一部を見直したことなどと分析していた（図表9参照）。

図表9 目標達成状況及び達成要因の分析

【見直し前】	（現状分析）
	- 全ての指標について目標値を達成しており、ものづくり分野への入職促進や人材育成推進に向け取組が順調に進展している。 - 指標1、3については、例年、高い水準で目標値を上回っているため、引き続き、達成できるよう取組を着実に実施するとともに、一層の活用等に取り組む必要がある。 - 指標2については、過去の中央開催時の実績を元に目標値を設定したが、達成することができた。技能五輪全国大会は技能者に技能向上の目標を与え、国民全体の技能尊重機運の醸成等に寄与するところ、その有する役割が大きい。目標値は過去3大会の平均と比較して妥当であることから現状を維持しつつ、より一層若年層にものづくり技能の魅力を発信し、ものづくり分野への入職促進に資するよう取り組む必要がある。 - 指標4については、コロナ禍で事業が縮小していたところ、事業内容の一部見直したことにより、目標数を大幅に上回ったものである。今後、活動件数がより増加していくと考えられることから、令和5年度においては目標を引き上げることが適当と考える。 - 指標5については、コロナ禍で事業が縮小していたところ、事業内容の一部見直したことにより、目標数を大幅に上回ったものである。今後、開拓件数がより増加していくと考えられることから、令和5年度においては目標値を引き上げることが適当と考える。
【見直し後】	（現状分析）
	- 全ての指標について目標値を達成しており、ものづくり分野への入職促進や人材育成推進に向け取組が順調に進展している。 - 指標1、3については、例年、高い水準で目標値を上回っているため、引き続き、達成できるよう取組を着実に実施するとともに、一層の活用等に取り組む必要がある。 - 指標2については、過去の中央開催時の実績を元に目標値を設定したが、達成することができた。技能五輪全国大会は技能者に技能向上の目標を与え、国民全体の技能尊重機運の醸成等に寄与するところ、その有する役割が大きい。目標値は過去3大会の平均と比較して妥当であることから現状を維持しつつ、より一層若年層にものづくり技能の魅力を発信し、ものづくり分野への入職促進に資するよう取り組む必要がある。 - 指標4については、コロナ禍で事業が縮小していた上に、令和4年度の事業実施に当たって、令和3年度に派遣実績がある場合は、本事業での経費負担の対象外としていたところであるが、年度途中で事業内容の一部見直し、工業高等学校の場合は令和3年度に派遣実績がある場合でも本事業での経費負担の対象に加えたことにより、目標数を大幅に上回ったものである。今後、活動件数がより増加していくと考えられることから、令和5年度においては目標を引き上げることが適当と考える。 - 指標5については、コロナ禍で事業が縮小していたところ、令和4年度上半期にマイスターの認定要件を改定し、下半期から認定を行ったところ、申請希望者数が当初の想定を大きく上回ったため目標数を大幅に上回ったものである。今後、開拓件数がより増加していくと考えられることから、令和5年度においては目標値を引き上げることが適当と考える。

（出所）厚生労働省政策評価に関する有識者会議 第14回労働WG（令5.8.4）資料4－1「実績評価書案（施策目標VI－3－1）」4頁及び同実績評価書58頁より抜粋（赤枠は筆者加筆）

⁴³ 厚生労働省政策評価に関する有識者会議 第16回福祉・年金WG（令6.7.22）菊池座長発言

⁴⁴ 厚生労働省政策評価に関する有識者会議 第16回福祉・年金WG（令6.7.22）厚生労働省調査分析・評価担当参事官発言

有識者会議では、ものづくりマイスターの派遣指導活動数及び開拓数の目標達成要因の分析内容について、どのような見直しを行ったことでどのような効果を持ったのか書かずに数字が上がったから良いとするのみでは評価と言わず、もし効果があった見直しがあるのであれば評価書に記載すべきとの意見⁴⁵が見られた。これに対し厚生労働省は、当該指摘を踏まえ、施策の現状分析に係る記載を変更した。

イ 地球温暖化対策の計画的な推進（環境省）

本施策は、地球温暖化対策計画に定められた各対策を総合的かつ計画的に推進すること等により、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度（平成25年度）と比べ46%削減することなどを指すものである。

令和5年度評価書案では、本施策の目標達成度合いについて、4年度における国内の温室効果ガス排出量等が平成25年度比22.9%減となったこと等から、「相当程度進展あり」と評価していた⁴⁶。

有識者会議では、目標達成度合いの評価について、2030年までの目標に向かって排出削減をしていくのは当然だが、世界的に目指している目標値（2035年までに2013年度比60%削減）を見越した上で対策等を想定すべきであり、国内の現在の達成状況をもって順調だと評価することに対して懸念を示した意見⁴⁷が見られた。これに対して環境省は、目標の達成度合いを「相当程度進展あり」から「進展が大きい」へと変更した⁴⁸。

ウ 海事産業の市場環境整備・活性化等（国土交通省）

本施策は、海事産業における船舶や船用品生産の市場環境を整備・活性化することや、船員の確保等を目指すものである。

令和4年度評価書案では、当該施策の業績指標として設定されている国内造船業の船舶建造量の動向に関する分析において、新型コロナウイルス感染症の影響により船舶建造量の実績値が下がったなどとしていた。

有識者会議では、当該分析について、そもそも国内造船業の規模が小さいといった構造的な問題も影響していると考えられることから丁寧に精査した方が良いとの意見⁴⁹等が見られ、国土交通省は分析内容の記載を変更した（図表10参照）。

⁴⁵ 厚生労働省政策評価に関する有識者会議 第14回労働WG（令5.8.4）玄田座長発言

⁴⁶ 変更前の目標の達成度合いについては、令和6年度第1回環境省政策評価委員会（令6.7.23）資料3「令和5年度施策に関する事後評価書（案）（通常評価対象施策）」6頁を参照

⁴⁷ 令和6年度第1回環境省政策評価委員会（令6.7.23）亀山委員発言

⁴⁸ 変更後の目標の達成度合いについては、環境省ホームページ（令和5年度環境省政策評価書<https://www.env.go.jp/guide/seisaku/r05_jigo/index.html>）に掲載されている令和5年度施策の事後評価書のうち、目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくりに係る評価書5頁を参照

⁴⁹ 第56回国土交通省政策評価会（令5.6.26）上山座長発言

図表10 国内造船業の船舶建造量の動向に関する分析

【見直し前】

(指標の動向)

世界的な新造船需要の低迷に新型コロナウイルスの影響が加わり、水際対策の強化により新規入国が停止する中、外国人就労者数が減少していき、令和4年まで造船業の操業度(建造量)は低下した状況が継続していた。足元において新造船受注量は回復基調であり、今後は建造量の増加の局面となることが見込まれているが、新造船事業から撤退した事業者や人材不足による造船業の操業度の回復の遅れの影響もあり、2025年に目標値を達成することは現時点で予断ならない状況である。

【見直し後】

(指標の動向)

世界の新造船受注量はリーマンショック以降に激減したため、世界の新造船需要は2011年をピークに大きく落ち込み、世界的な新造船需要の低迷が続いている。世界の新造船建造量の約9割は日中韓が占めているところ、中国国営の2大グループが統合するなど、中・韓造船企業の規模が更に大きくなり、加えて大規模な公的支援を受けており、我が国造船業にとって競争環境はより厳しい状況となる中、令和4年まで我が国造船業の操業度(建造量)は低下した状況が継続していた。足元において新造船受注量は回復基調であり、今後は建造量の増加の局面となることが見込まれているが、新造船事業から撤退した事業者や新型コロナウイルスの影響による人材不足等により、造船業の操業度の回復の遅れの影響もあり、2025年に目標値を達成することは現時点で予断ならない状況である。

(出所) 第56回国土交通省政策評価会(令5.6.26)資料3-1「令和4年度政策チェックアップ評価書(案)(業績指標個票)」292頁及び同評価書397頁より抜粋

(3) 政策評価制度の在り方について

有識者会議では、政策評価制度の在り方についての議論もなされており、①最も良い評価を取るための数字や目標ではなく、本来の政策目的に近づいていくような目標を掲げ、達成は困難であるものの挑戦していくような目標等を掲げると良いのではないかと意見⁵⁰、②重要な政策については研究者を活用するなどして定量的に客観的な第三者評価を行うことも必要ではないかと意見⁵¹、③公害等調整委員会では取り扱う件数が多ければ多いほど良いということではなく、事件の処理期間が短ければ良いというわけでもないので、紛争処理機関における政策評価は独自の在り方があるだろうとの意見⁵²等が見られた。

(4) 有識者会議の在り方について

有識者会議そのものの在り方についての議論もなされており、独立行政法人の評価委員会など他の会議体により別途評価がなされているものは有識者会議の議論の対象外とした厚生労働省の政策評価の実施方法の見直しに対して、有識者から、同省の政策評価結果全体を踏まえた上で評価結果の内容のバランス等を議論する場が有識者会議であろうとの意見⁵³が見られた。

⁵⁰ 厚生労働省政策評価に関する有識者会議 第14回労働WG(令5.8.4)村上委員発言。なお、同委員は有識者会議の在り方についても併せて言及しており、なぜできないのかという話をするための会議ではなく、どうすれば目的を達成できるのか、目標を立てて目的に近づけるのかということを考えていく機会になると良いのではないかとしている。

⁵¹ 金融庁政策評価に関する有識者会議(令5.6.1)有識者発言

⁵² 令和5年度公害等調整委員会政策評価懇談会(令6.8.21)大橋(真)構成員発言

⁵³ 第32回厚生労働省政策評価に関する有識者会議(令6.3.27)田宮委員発言

（５）小括

目標・指標の設定や評価結果の分析等、各行政機関自らによる政策評価の実施に際し、目標設定の曖昧さや目標の達成度合いの測り方の適正性等に関する専門的な見地からの指摘や、業務の見直しがどのような効果を持ったのか分析することが評価を行う上で重要であるといった指摘を受け、実際に評価結果やその分析が修正されるなどしており、有識者会議は評価の客観性や専門性の向上に寄与している。

また、政策評価制度の在り方についても、本来の政策目的の達成のために評価を活用する姿勢の必要性や外部評価を定量的に実施する必要性、行政機関ごとの実情に応じた政策評価の仕組みを構築する必要性等について意見が述べられるとともに、行政機関に様々な会議体が存在する中での政策評価に関する有識者会議の位置付けについて言及されるなど、今般の政策評価制度の見直しの取組にも資する議論がなされていた。

５．結語

当室はこれまでも、有識者会議の議論を通してコロナ禍における政策評価制度をめぐる問題意識等を整理するとともに、政策評価の結果や政策評価制度の見直しに向けた動きと関連した注目すべき議論等を確認してきた⁵⁴。さらに本稿では、令和５～６年に開催された各行政機関の有識者会議における議論から、基本方針の変更を受けた各行政機関による政策評価の取組を確認するとともに、その取組も含む各行政機関における政策評価の実施に際しての有識者会議の議論を追った。そこでは、各行政機関の基本方針の変更に関連した取組に対し、制度見直しの趣旨も踏まえた示唆が与えられており、また、政策評価の実施及び政策評価制度の在り方に関しては、令和２年から一貫して有識者の専門性や客観性をいかした政策形成過程における政策の質的向上に資する指摘が見られた。

以上を踏まえれば、有識者会議は政策評価法が求めている政策評価の客観的かつ厳格な実施を支える役割を担っており、今後もその動向が注目される。

政府の意思決定である政策への評価は、人々が現在の政府を継続させる妥当性を判断する際の重要な根拠であり、内部者による評価によって作弄的な評価が生み出されたとすれば人々にとって有用な情報になるとは言い難く、可能な限り独立性を保ち、十分な専門性を備えた評価主体が必要との指摘も見られる⁵⁵。各行政機関における政策評価の継続的な見直しの取組や、評価を含む政策形成におけるEBPMの進展もある中、そうした要請に応えられるよう政策評価の実施における有識者の更なる積極的な活用を検討する余地もあるだろう。

（ばんの まさと、すがや りゅうじ）

⁵⁴ 前掲注 7 参照

⁵⁵ 砂原庸介ほか『新訂公共政策』（放送大学教育振興会、令和４年）165～166頁